

日本気象学会東北支部細則

昭和 33. 7. 5	成立
昭和 40. 11. 18	1 項を改正
昭和 41. 3. 15	7 項を改正
昭和 60. 3. 19	12、13、14 の各項を改正
平成 6. 2. 28	1、8、9、12、13 の各項を改正
平成 22. 6. 11	1 項を改正
平成 27. 3. 12	1 項を改正
令和 1. 7. 10	日本気象学会東北支部発表賞 の条項を追加

1. 理事選挙

- 1 理事は東北地区在住の会員より 8～11 名選出する。このうち在仙理事 5～8 名、地方理事若干名とする。
会計監査は東北地区在住の会員より 1 名を選出する。
- 2 次期理事の定数および在仙・地方別理事数は理事会で決定する。
- 3 候補者は理事会の推薦者および立候補者とし、投票締切日の 20 日前までに決定のうえ、会員に周知させるものとする。
- 4 立候補者は投票締切日の 30 日前まで支部長宛に届け出るものとする。
- 5 投票は無記名連記とする。ただし、連記数は第 2 項の決定による在仙・地方別理事数とする。
- 6 投票は文書投票とする。
- 7 有効投票により、各地区別に投票の多い順に次期理事を決定する。同数の場合は年少者を上位とする。ただし、得票数が有権者の 10 分の 1 に満たない者は理事に就任することができない。次点者も同様とする。
- 8 当選者が理事および会計監査就任を辞退した場合は次点者を繰り上げる。
- 9 理事および会計監査に欠員が生じた場合の補充は次点者をあてる。
- 10 開票は常任理事立ち会いのもと行う。
- 11 開票の結果は会員に報告する。
- 12 理事および会計監査に欠員を生じ、第 9 項による補充ができない場合は、理事会の推薦によって補充する。
- 13 第 9 項または第 12 項による補充理事および会計監査の任期は前理事および会計監査の残存期間とする。
- 14 そのほか選挙にあたって必要事項は支部長が決定し、事後に理事会に報告する。

2. 日本気象学会東北支部発表賞

- 1 日本気象学会東北支部発表賞（以下「支部発表賞」という。）受賞者を選定するため、支部発表賞候補者推薦委員会を設ける。
- 2 委員会は支部常任理事および支部長が指名した支部会員をもって組織する。
- 3 委員会は、支部研究発表会において優れた講演を行った支部会員から、原則として2名程度を選び、受賞者を支部理事会に推薦する。原則、半数以上を学生会員とする。ただし、委員は受賞対象とはならない。
- 4 支部発表賞は賞状・副賞（賞金）とし、これを受賞者に贈呈する。

以上